

## 米国 HPV チャレンジプログラムについて

### 1. 目的と経緯

米国 HPV チャレンジプログラムは、1998年、ゴア元副大統領の主導により、身近な環境における化学物質のリスクが評価できるよう適切な情報を一般の人々に提供することを旨とする「化学物質についての知る権利にかかるプログラム(The Chemical Right-to-Know Program)」の一環として、高生産量(HPV: High Production Volume)化学物質の安全性情報を収集するため開始されたプログラム。

### 2. 対象物質

米国有害物質規制法(TSCA)により、製造・輸入数量の届出義務のある高分子化合物を除いた有機化合物のうち、1990年の高生産量化学物質(年間製造・輸入量の合計が1000000ポンド(約450トン)以上の化学物質)約2800物質が当初対象とされた。その後、1994年の生産輸入実績により見直され、約500物質が追加されるとともに、OECDで評価対象となった物質、無機物や高分子化合物、HPVに該当しなくなった物質などが除外されている。

### 3. プログラムの概要

#### (1) 情報収集

対象となる化学物質の製造者又は輸入者が自主的に単独、またはコンソーシアムを結成してスポンサーとなり、OECDで実施している高生産量化学物質の有害性の初期評価に必要な項目(SIDS項目)に関する情報を収集し、EPAに提出することが要請されている。この際、安全性情報の収集を効率的に行うため、構造が類似した複数の化学物質について一つのグループとして評価すること(カテゴリー評価)が認められている(2004年7月時点で114のカテゴリーの試験計画が提案されている。このカテゴリーにはHPVに該当しない化学物質が含まれてもよい)。

なお、試験計画提出の〆切は2004年末、試験計画が提出された物質に関するデータの提出〆切は2005年末となっている。

#### (2) 情報の発信

各スポンサーが提出した試験計画は、EPAのホームページ上で公開され、コメントを受け付けている(政府が委嘱する専門家による評価等は特段行われていない)。ま

た、収集した情報(実施した試験の結果を含む)については、EPAにおいてHPV情報システムを構築し、情報を公開していくこととしている。また、現在OECDでHPV情報システムであるGlobal HPV Portalの構築の検討が米国とEUの主導で行われており、国際的に化学物質の安全性情報の発信を進めることとしている。

### (3) 収集した情報の評価

スポンサーが安全性評価を希望する場合は、OECD HPVプログラムにおいて評価を受けることが可能。

## 3. 進捗状況

2004年7月時点において、約400社及び約100のコンソーシアムにより約2200物質(HPV以外の約260物質を含む)についてデータ収集が進められている。これらの物質については、2005年末までにデータがEPAに提出される予定である。また、これらの物質のうち、約1000物質については、HPVチャレンジプログラムのスポンサーがOECD HPVプログラムにおける該当物質のスポンサーも兼ねている。

一方、スポンサー表明があったものの、試験計画が提出されていない物質が48物質ある。また、2002年の製造・輸入量が100万ポンド以上でスポンサー表明のない137物質についてはEPAが有害物質規制法(TSCA)第4条(既存化学物質に対する試験実施義務)に基づく試験の実施を要請している。

## 4. 今後の予定等

2005年3月、米国化学業界(ACC: The American Chemistry Council)はHPVプログラムの延長プログラム(The Extended HPV Program: EHPV Program)の実施を発表した。2002年の製造量・輸入量データに基づき、現行HPVチャレンジプログラムと重なっていない約500物質について、2010年末までに有害性初期評価及び使用・暴露実態に関する情報について、データ収集を行うことを予定している。なお、本延長プログラムは、産業界の自主的なイニシアティブとして位置づけられている。